

補助金支出一覧(平成30年度決算)

一般会計

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                    | 支出名称                        | 支出先                                       | 30年度予算<br>(予算現計) | 30年度支出金額    | 29年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要   | 事 業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|------------------------|-----------------------------|---|------------------|-------------|------------|---|---|-------------|--------------------|
| 健康局<br>総務部総務課          | 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金 | (地独)大阪健康安全基盤研究所                           | 35,753,000       | 34,607,143  | 6,198,660  | 公衆衛生に係る調査研究等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的支援を行う(地独)大阪健康安全基盤研究所に対して補助を行うことにより、施設又は設備の整備に係る事業を実施し、もって安定的な研究所の運営を図り、住民の健康増進及び生活の安全確保に資することを目的とする | (地独)大阪健康安全基盤研究所に対して、施設又は設備の整備に要する経費(大阪府が法人に対して補助する経費等、補助金のほかに法人に措置される経費を除く)の10分の10に相当する額を上限として補助する  | H29         | R元                 |
| 健康局<br>健康推進部<br>健康施策課  | 夜間歯科救急診療支援事業補助金             | (一社)大阪府歯科医師会                              | 7,314,000        | 7,314,000   | 7,314,000  | 大阪市における歯科初期救急医療体制を確保するため、夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して補助を実施することにより、市民が安心して暮らせる歯科救急診療体制の確保を図る  | 夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して、事業実施に要する報償費及び旅費、需用費等より、事業実施により得る診療収入及びその他の収入、また、府域における歯科救急体制確保の役割も兼ねる事による大阪府が補助対象とする額を控除した額の1/2を補助する(補助上限:7,314千円)  | H16         | R2                 |
| 健康局<br>健康推進部<br>健康づくり課 | 健康増進活動事業補助金                 | 北区健康づくり推進協議会等                             | 4,724,000        | 1,133,581   | 1,177,240  | 一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として行う健康増進活動を補助することにより、健康づくり並びに市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする  | 一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として実施する講演会、調理実習、体操教室、歩育教室などの活動に要する費用の1/2を補助する(補助上限110,000円)   | H23         | R2                 |
| 健康局<br>健康推進部<br>健康づくり課 | 公衆衛生活動事業補助金                 | (一社)大阪市北区医師会等                             | 6,754,000        | 2,107,348   | 2,111,252  | 大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること)の普及啓発を補助することにより、本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする                          | 大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、三次予防の普及を目的として実施する医療相談・講演会に要する費用の1/2を補助する(補助上限342,000円)  | S45         | R2                 |
| 健康局<br>健康推進部<br>生活衛生課  | 公衆浴場衛生向上事業補助金               | 大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合等                         | 76,055,000       | 72,125,792  | 74,234,488 | 浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対し、経常的な衛生水準維持にかかる経費及び基幹設備整備にかかる経費を補助することにより、一般公衆浴場の継続的な衛生水準の確保を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする                           | 浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対して経常的な衛生水準維持にかかる経費(薬剤等消耗品・水質検査・空気調和装置フィルター交換等)及び基幹設備整備にかかる経費(熱源給水設備・水質浄化設備・空気調和装置等の更新・補修)に対し、1/2相当額を補助する<br>・経常経費:補助上限10万円<br>・基幹設備整備経費:補助上限250万円                | S49         | R元                 |
| 健康局<br>保健所管理課          | 医療機器整備助成事業補助金               | 日本赤十字社、(社)福)恩賜財団済生会及び地方公共団体が出資等によって設立した病院 | 20,033,000       | 0           | 0          | 市内に開設されている公的な病院に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害健康被害予防事業助成制度により、ぜん息等にかかる医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図り、もって当該疾患の予防並びに健康の回復・保持及び増進に資することを目的とする         | ぜん息等に関する医療水準向上のための医療検査機器(8品目)の整備に要する経費について、公的病院を対象に1病院あたり10,000千円を上限額として、(独)環境再生保全機構の選定により交付を受ける公害健康被害予防事業助成金(10/10補助)を財源に補助する  | H4          | R2                 |
| 健康局<br>保健所<br>感染症対策課   | 結核定期健康診断補助金                 | (学)常磐会学園等                                 | 2,402,000        | 2,310,350   | 2,325,438  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校または施設の長が行う定期的健康診断に要する費用に対して補助を行う  | 定期的健康診断にかかる費用のうち、その補助対象経費から当該年度におけるその実施に関する収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、その少ない方の金額の2/3を補助する<br>【補助基準額】<br>・レンズカメラによる間接撮影:80円<br>・70mmミラーカメラによる間接撮影:95円<br>・100mmミラーカメラによる間接撮影:123円<br>・直接撮影:123円<br>・精密検査:123円 | S26         | H30                |
| 所属計                    |                             |   | 153,035,000      | 119,598,214 |            |   |   |             |                    |